

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の一・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十一条一第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条一第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかつた。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐる。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下これを「暴力」の項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

この法律において「被害人」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

第二章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第一条 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っている者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害人の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

（基本方針における重要な事項）

第二条の二の二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する重要な事項

第二条の二の三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第二条の二の四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要な事項

（基本方針）

第二条の二の五 第二条の二の二の二の三の施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めるよう努めなければならない。

（市町村）

第二条の二の六 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に基く、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施にかかる基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（都道府県）

第二条の二の七 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画を定め、又は変更したときは、市町村基本計画を定め、又は変更したときは、市町村基本計画の作成のためには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（主務大臣）

第二条の二の八 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（都道府県）

第二条の二の九 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

第二条の二の十 都道府県は、女性相談支援員による相談（協議会）

第二条の二の十一 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行つに当たつては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第二条の二の十二 配偶者暴力相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。（女性自立支援施設における保護）

第二条の二の十三 都道府県は、女性自立支援施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

（市町村）

第二条の二の十四 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

（都道府県）

第二条の二の十五 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（主務大臣）

第二条の二の十六 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（機関の長）

第二条の二の十七 機関の長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族）にあつては、被害者及び一時保護を行ふこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調査その他の援助を行うこと。

七 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

八 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら者の者であつた者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

九 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行つに當たつては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第二条の二の十 配偶者暴力相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第二条の二の十一 都道府県は、女性自立支援施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

（市町村）

第二条の二の十二 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（都道府県）

第二条の二の十三 都道府県は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（主務大臣）

第二条の二の十四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、あらかじめ、関係行政機関等）により構成される協議会

(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に閲する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとの旨を公表しなければならない。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

医師その他の医療関係者は、その業務を行つては疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に關する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行つては疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センターや市町村の関係機関その他の関係機関は、その者に対し、配偶者暴力相談支援センターや市町村の関係機関は、その適切な

(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に閲する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとの旨を公表しなければならない。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(秘密保持義務)

タ等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

7 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対して、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福社事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に關する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第一百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

9 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行ふに當たつては、その適切な

保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
(苦情の適切かつ迅速な処理)

9 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に關して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対する暴力を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令

(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に對して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

十六号)第二条第一号に規定する電気通信を行つては、以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先(通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

10 第九条の二 前条の関係機関は、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第五章 保護命令

第十一条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対する暴力を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令

(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に對して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

子第
一項第三号において単に「子」という。)
と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行つてゐることその他の事情があることから被害者がそのまま同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによつて(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずることとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十一条号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるもの用いて通信文等の送信を行うこと。
(退去等命令)

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
3 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 在地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
一 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）
第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの身体に対する暴力等により、身体又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認められる申立ての時における事情
三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に關して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に關して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察官に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実

の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容

一 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

二 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻があつた者から）の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であつた者からその身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であつた者からその身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

三 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きないと認めるに足りる申立ての時における事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）
保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは救援若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（保護命令の申立てについての決定）

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定により、当該命令の申立ての理由となつた身体られた退去等命令の申立ての理由に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰するのできない事由により当該發せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を發することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。（退去等命令の再度の申立て）

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合について準用する。

（保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるとき）
イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援セ

ンター）の長に通知するものとする。

（即時抗告）
保護命令は、執行力を有しない。

1 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力を影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき聴取があつたとき限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する場合は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければならない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）
第十九条の二 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録さ

れており、最高裁判所規則で定めることにより、最高裁判所規則で定める電子

障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

（保護命令の取消し）
第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合に限り、当該保護命令を取り消さなければならぬ。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれららの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三ヶ月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至つたことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければならない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。（退去等命令の再度の申立て）

（電磁的事件記録の閲覧等）
第十九条の二 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものとの閲覧を請求することができる。

2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録さ

れており、最高裁判所規則で定めることにより、最高裁判所規則で定める電子

情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができることである。（以下「電子情報処理組織」といふ。）

3

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録された事項の全部若しくは一部を交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録される事項と同一であることを証明したものを最高裁判規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4

前二項の規定にかかるわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらによる請求をすることができない。

5

民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第十九条の三

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方に対する審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第三百三十二条の十三の規定を除く。）を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

配偶者からの暴力に係る被害者の保

護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(国の負担及び補助)

国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者的人権（配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

国及び地方公共団体は、配偶者から

(調査研究の推進等)

の暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

第二十四条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十五条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十六条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十七条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十八条の二

国及び地方公共団体は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を含む。）をする関係にある相手からの身体の健康を回復させるための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

（民間の団体に対する援助）

第二十九条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

第二十一条

国及び地方公共団体は、配偶者から

(この法律の準用)

（この法律の準用）

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する関係にあつた者から暴力を受けた者をいう。

第三条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第四条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第五条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第六条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第七条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第八条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第九条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十二条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十三条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十四条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十五条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十六条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十七条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十八条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十九条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十一条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十二条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十三条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十四条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十五条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十六条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十七条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十八条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十九条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十一条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十二条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十三条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十四条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十五条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十六条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十七条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十八条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第三十九条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第四十条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第四十一条

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第六章 第六章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第七章 第七章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第八章 第八章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第九章 第九章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十章 第十章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十一章 第十一章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十二章 第十二章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十三章 第十三章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十四章 第十四章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十五章 第十五章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十六章 第十六章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十七章 第十七章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十八章 第十八章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第十九章 第十九章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十章 第二十章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

第二十一章 第二十一章 訴則

特定の相手（以下「特定関係者」という。）

規定する相手（以下「特定関係者」である相手（以下「特定関係者」という。）

</div

した行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

政令の運行

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律

第七条 この附則は定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号抄）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日